

続、泊船本『野ざらし紀行』の表記特性

— 芭蕉晩年執筆の痕跡について —

濱 森 太 郎

「泊船本」の用字特性は、き「支・幾」以下、六種十五字の仮名に集約される。そして、これら六種十五字の仮名の中には、け「介・遣・計」、す「春・寸・須」、の「乃・農・能」、ほ「保・本」、み「ミ・美」という芭蕉の用字特性、五種十三字が含まれる。しかも、これら五種十三字の仮名が主要文字となるテキストは、芭蕉最晩年の作品に限られる。

一 はじめに

読者の読み易さを重んじた版本「泊船本」は、少なくとも表記の点で、『野ざらし紀行』諸本中、もっとも整理された本文である。仮名による類義語の書き分け、活用語尾の書き分け、誤読されがちな訓漢字の仮名書き、片仮名を用いた送り仮名の追加に加えて、一

仮名一字母に似た合理的な文字遣いの努力も顕著である。またこのため、それらの集中字母が総仮名字数に占める割合は六四％に達しているが、この数値は、初稿本（天理本）の二倍を越え、定稿本（画卷本）を八％しのぐ数値である。加えて、その集約的な文字遣いの反面に生ずる連筆の単調さは、紙面の要所に極微量、装飾性の高い仮名字母を配置することで補正されていた。

しかし、その系統的な用字意識とは別に、「泊船本」には「泊船本」で急増する十五字の仮名があった。き「支・幾」、け「介・遣・計」、す「春・寸・須」、の「乃・農・能」、ほ「保・本」、み「ミ・美」の六種十五字がそれである（以下、字体を異にする同一の仮名は仮名字母で区別する）。

本稿は、この「泊船本」の六種十五字に焦点を絞り、「松尾芭蕉文字データベース」を用いて芭蕉の他の作品と比較することで、この用字法が芭蕉のいつ頃の用字法に近似するかを検証し、合わせて

「泊船本」の執筆時期を推定するものである。

二 「泊船本」の漢字・仮名表記の特徴

「天理本」から「画卷本」に至る推敲過程に生じた『野ざらし紀行』の表記の変化が、このささやかな論考の発端である。この変化の背後には、字体を統一し、読み易く書き易いテキストを制作しようとする芭蕉の啓蒙的な表記意識が働いていた。また、この表記意識は文字作品をメディアと見、メディアに適した合理的な表現を追求する松尾芭蕉の新側面を暗示するものでもあった。その表記意識の最初の産物である「画卷本」（和田御雲氏蔵）の用字は、行頭・行末から単語・活用・文脈の要所に至るまで、精細な秩序に満ちている。しかし、仮名字母を極力統一した「画卷本」には意外な欠点があった。字体を統一した結果、筆跡に華麗さが消え、いわば書芸的魅力に欠ける作品が誕生したのである。絵を「主」、詞書を「従」とする画卷にあっては、それは、それなりに合理的な書法でも、絵のない卷子本に置き換えると、単純すぎて、もの寂しい書法に見える。では、芭蕉の啓蒙意志を生かしつつ、美術品として成熟したテキストはどのように書かれるべきか。

そこで改めて同『紀行』の諸本を点検すると、その答えの一つは、松尾芭蕉の甥（松村伊兵衛）の孫に当たる松村桃鏡の手を経て伝えられた鶴堂本『野ざらし紀行』の合理的な文字使いにあった。また

一つは、版本「泊船本」の集約的な文字使いの中に現れていた。すなわち、「鶴堂本」は大胆に「仮名一字母表記の可能性を追求した教科書型のテキストであり、「泊船本」は集約化した表記の単調さを、要所に極微量、裝飾字母を配置することでカバーする商品型のテキストである。恐らくこうした数種のテキストの試作を経て、芭蕉の手に合理性と芸術性が両立する「商品」的書物が誕生するのである。

その商品的書物の一例にあたる「泊船本」に、独自の仮名表記が頻出することは前稿に述べた。また「泊船本」独自の漢字・仮名表記に、読み易さを考慮した文字の修正が頻繁に見出されることも前稿に述べた。主として「画卷本」の後半部に生じた、仮名による類義語の書き分け、活用語尾の書き分け、訓漢字の音読を予防する仮名書きは、この「泊船本」で一層広範に見出されるものである。

その啓蒙的な表記の中にあつて、「泊船本」の用字特性は、紙面に急増する六種十五字の仮名字母に集約されていた。しかし、「泊船本」の表現、表記の概略を鳥瞰することが目的の前稿では、「泊船本」で急増する、き「支・幾」、け「介・遣・計」、す「春・寸・須」、の「乃・農・能」、は「保・本」、み「ミ・美」の用字法という部分的な事象の分析を省略した。独特の用字法とはいえ、この六種十五字を考察の中心に据えることは、問題の片隅をつつくことになるからである。

しかし、曲がりなりにも「松尾芭蕉文字データベース」が稼働し、芭蕉に関する文字情報が整理されるに連れて、文字調査に新しい展望が開け始めた。「泊船本」で急増する仮名並びに用字法の中に、さらに特筆すべき事実が見えるのである。しかも、その特質がどうやら「泊船本」の執筆時期並びに作品としての熟度を示唆する痕跡となるらしい。

ここでまず始めは、この「泊船本」の表記特性をさらに詳細に分析するために、「天理本」・「画卷本」の表記と「泊船本」のそれとを比較することにした。この比較の意図は、芭蕉自筆の先の両書の文字使いをフィルターとして、「泊船本」の用字法の特徴部分を漉し取ることにある。その手順の要点は、初めに「天理本」「画卷本」の仮名字母表を作り、次に「泊船本」で同じ作業を繰り返して、両者の仮名字母表を比較することにある。この比較を通じて、両者に共通する「汎用字母」（用法上特に制約無く、汎用される仮名字母）・「偏用字母」（品詞や構文上の位置によって、使用に制約が働く仮名字母）等を取り除き、「泊船本」の特徴部だけを漉し取るのである。その作業経過を紙面に再現することは煩雑過ぎるので、結果だけを表示すると、次の表一・表二になる。

表一 「泊船本」で急増した字母

No.	1	2	3	4	5	6
仮名	き	け	す	の	ほ	み
字母	支	介	農	春	保	ミ
	23	21	24	11	10	11

※「支23」の23は用例数

表二 「泊船本」の装飾字母

No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19					
汎用字母	か	け	こ	す	せ	た	つ	と	て	な	ひ	ふ	へ	ま	み	も	ゆ	由	留	王				
装飾字母	加6 (語頭6)	計4 (装飾4)	希1 (装飾1)	古1 (装飾1)	氣2 (語頭2)	須2 (装飾2)	勢1 (装飾1)	堂3 (装飾3)	太2 (装飾2)	徒3 (装飾3)	津1 (装飾1)	帝1 (装飾1)	登1 (装飾1)	那7 (装飾7)	飛1 (装飾1)	婦7 (語頭5)	遍2 (装飾2)	満2 (動詞語中2)	美1 (装飾1)	母3 (装飾3)	遊1 (装飾1)	茂1 (装飾1)	流2 (装飾2)	和2 (装飾2)

※「可82」の82は、用例数。以下同じ。
 ※汎用字母は、用法上特に制約無く汎用される仮名字母。
 ※装飾字母は、筆跡の装飾を兼ねて用いられる仮名字母。

まず注意すべきは、これら「泊船本」の特徴部の意味付けである。すでに承知のように、松尾芭蕉が甲子吟行の旅を終えて江戸に帰着したのは貞享二年四月末、また彼が再び近畿巡礼に旅立つのは貞享四年十月である。また通説では、『野ざらし紀行』は「天理本」「泊船本」「孤屋本」「画卷本」「濁子清書画卷」の順に成立したとされ、成立時期は貞享二年夏から貞享四年秋にかけてと推定されている。

加えて同『紀行』に添付された「素堂跋」が芭蕉の江戸出発（貞享元年八月）を「いにし秋」と表現すること、さらに、「孤屋本」奥書に「寅六月初旬」（貞享三年六月）とあることから、前三書は貞享三年六月までに、また後二書は貞享四年秋までに成立したとされている。その中で「孤屋本」以前に成立したと見なされる「泊船本」は、当然、貞享三年六月以前の成立と予想される。そして、その立場からすれば、芭蕉の自筆テキストをフィルターとし、芭蕉的特性を除去した結果（表一・二）は、芭蕉ならざる人物（例えば、泊船本の清書者）の用字習性が反映したものと見えるに相違ない。周知のように現「泊船本」の筆跡は、明らかに芭蕉ならざる人物の手で清書されたものだからである。

しかし、別に述べたように「孤屋本」は実は「泊船本」を下敷きにし、画卷系の一本を参照して執筆された校本であり、執筆時期も、「泊船本」が伊藤風国に手渡された元禄七年以後のことと推測される。このため、『野ざらし紀行』の成立時期を確定するアンカーだっ

た「孤屋本」奥書の年記「寅六月初旬」の信憑性が薄れ、さらに貞享二年秋から貞享四年初冬にかけて相次いで成立したとされる同『紀行』諸本の成立時期にも大きな間隙が生じた。そしてそれと連動して、成立時期が動きそうな「泊船本」の文字遣いにも、貞享期の芭蕉の用字法とは別種の、芭蕉的用字法が含まれる可能性が生じたのである。

とすると、「泊船本」の用字の中から貞享期の芭蕉の用字法の特徴を取り除いて「泊船本」清書者の独自性を漉し取ろうとした先の作業にも見直しが必要になる。つまり、先上げた「泊船本」の六種の仮名（表一）と十九の装飾字母（表二）にも、貞享以後の芭蕉の用字法と清書者の用字法という二種類の用字特性が含まれる可能性が生じるのである。

三 芭蕉的な用字特性

ところで、現存の「泊船本」は、表現、表記、使用された仮名字母の種類、用字特性から見て、明らかに「画卷本」以上に合理化されたテキストと認められる。だが、その「泊船本」の表記の合理性は、「画卷本」「泊船本」に共通する性格であると共に、その程度の「差」の点で、両書の相違する部分でもある。すなわち文字の合理化に付随する筆跡の単調さを、装飾字母を適宜配置することで補正する「泊船本」には、文字遣いにも著しい集中と分散とが同居する。

では、そこに現れた用字上の著しい集中と分散とは、作者芭蕉の意図によるものか、それとも清書者（または筆耕者）の意図によるものか。ここでは、その著しい集中と分散とをより正確に、作者芭蕉の用字法に由来する変化と清書者の用字法に由来する変化とに区別することが求められる。

そこで問題はその区分の方法だが、ここでは「孤屋本」の用字特性をいわば「試藁」として用いる方法を取り入れたい。すなわち、「画卷本」と「孤屋本」とを校合し、両書の共通部分を取り除くことで（これによって、貞享期の芭蕉の用字特性を取り除く）、「孤屋本」固有の用字特性を取り出し、その用字特性を先に掲げた「泊船本」のそれと比較するのである。すると、緊密な影響関係が認められる。「泊船本」「孤屋本」共通の用字特性には、両書に共通する筆者、すなわち芭蕉の用字特性が予想され、逆に両者の相違部分には、清書者または筆耕者の用字特性が現れることになる。次に、その二種類の用字特性を確認した後、「泊船本」「孤屋本」共通の用字特性をマーカーとして、同様の用字特性を備えた芭蕉の作品を検出する。もし、該当する用字特性を備えた作品が数点検出されれば、それが芭蕉の用字特性だと見なされるだろう。また、それらの作品の成立時期からは、逆に「泊船本」の成立時期を推定することもできるに相違ない。

さてまずは、その手順に従って作業し、先に見た「泊船本」独自の用字特性を「孤屋本」のそれと照合すると、次のようになる。

表三 「泊船本」で急増した
仮名字母

No.	仮名	字
1	き	支 23
2	け	介 21
3	す	春 24
4	の	農 11
5	ほ	保 10
6	み	ミ 11

※「支23」の23は用例数。
以下同じ。

表四 「孤屋本」で急増した
仮名字母

No.	仮名	字
1	あ	阿 6
2	か	加 7
3	け	計 13
4	す	須 10
5	た	太 18
6	つ	徒 7
7	な	那 14
8	に	仁 62
9	の	能 55
10	は	ハ 25
11	ほ	保 6
12	み	ミ 7
13	る	類 42

この表三・四の仮名字母の相違を生み出す原因の一つは、「孤屋本」筆者による汎用字母の併用であり、もう一つは、「孤屋本」筆者の嗜好による仮名字母の変更にある。そこで今、この表三・四の仮名字母を照合し、この両書に共通する仮名だけを表示すると、次のようになる。

表五 「泊船本」「孤屋本」共通の特徴

No.	仮名	泊船本字母	孤屋本字母
1	け	介 遣 計 21 5 4	介 遣 計 20 0 13
2	す	春 寸 須 24 3 2	春 寸 須 17 0 10
3	の	乃 農 能 113 11 9	乃 農 能 76 0 55
4	ほ	保 本 10 2	保 本 6 6
5	み	ミ 美 11 1	ミ 美 7 0

これら五種十三字の仮名字母が「孤屋本」「泊船本」の用字特性の中から抽出された松尾芭蕉の用字特性と見なされるものであって、表五で消えた「きー支」は、「泊船本」清書者の用字特性と推測される。「濁子清書画卷」「『曠野』序」「猿蓑版『幻住庵記』」等の清書文書に見られるように、文字列を調べつつ清書する必要上、清書者には若干、字体を変更する程度の宰領は許されていたのである。また、ここに現れた「孤屋本」の文字遣いの顕著な差異（「遣」が消え、「計13」が増える、「寸」が消え、「須10」が増える、「農」が消え、「能55」が増える）は、偏と旁とを備えて象どりやすい文字を愛好する「孤屋本」筆者の筆遣いがあるまま残っているためである。したがって、今この「孤屋本」の項目に現れた「計・須・能」の数値に限っては、幾分か割り引いて受け取る必要がある。

四 芭蕉晩年の用字特性

さていよいよ、芭蕉の「文字データベース」を用いて、表五の用字特性を備えたテキストを検出する運びとなるが、しかし、ここでも、これまでの通説から出発する読者には注意が必要である。

最初に常識的なことから言えば、『野ざらし紀行』主要五本には、筆録者の交替に関わりなく常に集中的に用いられる仮名字母が、十四字（異なり字母数の約二〇％）見出される。また逆に、筆録者の交替に関わりなく必ず複数の字母が併用される文字（併用字母）が七文字（二八字母、異なり字母数の約二二％）含まれる。そして、残る二七文字（「あ」「き」「こ」「し」「せ」「そ」「た」「つ」「て」「と」「な」「ぬ」「ね」「の」「ひ」「み」「め」「ゆ」「り」「る」「れ」「ろ」「わ」「あ」「を」「ん」）が、作者毎の用字習性やその時々々の執筆条件に連れて変動する文字である。そこで今、この実情を概略、図示すれば、次のようになる。

表六 「野ざらし紀行」の字母の分類

汎用層	中間層（グレイゾーン）	併用層
いうえ おかく さちへ まもや よら	あきこしせそたつて	けすに
	となぬねのひみめゆ	はふほ
	りるれろわるゑをん	む

次にこの表の中から「汎用層」の仮名の使用状況をテキスト別に示せば、以下のようになる。

この十四字は、当時、一般書記用字母として、すでに固定化していた文字かと推測される（これを「汎用文字」と呼ぶ）。

表七 集中的に用いられる文字数の比較

全 比	合計	ら 良	よ 与	や 也	も 毛	ま 末	へ 部	ち 知	さ 左	く 久	か 可	お 於	え 衣	う 以		
(26%)	440	35	25	30	29	38	20	26	23	53	101	13	5	10	32	天理本
(22%)	294	32	24	22	27	20	12	10	11	29	67	9	6	6	19	画卷本
(22%)	298	32	23	22	28	20	12	10	11	30	70	9	6	6	19	濁子本
(24%)	366	41	25	23	30	26	14	15	15	44	81	10	5	6	31	泊船本
(23%)	318	36	23	21	30	19	16	12	12	30	80	6	1	5	27	孤屋本

※一仮名の表記に用いられる字母総数の八五パーセント以上を一つの字母が占める状態を、集中的に用いられる状態と呼ぶ。以下同じ。
※「全比」は、総仮名字数に占める該当する仮名字母の比率。

表七の通り、この領域では、各テキスト毎の文字遣いの差異も少ない上に、「画卷本」と「濁子清書画卷」との間には著しい用字の一致が見られる。もっとも乖離した「可」の場合でさえ、用例差は三例に過ぎないからである。また、「孤屋本」「泊船本」の間にも近似した用字傾向が認められる。「孤屋本」の仮名字母数が一様に「泊船本」を下回るのとは、漢字を多用する「孤屋本」の仮名字母数が「泊船本」を約八%下回るからである。

次に、筆録者の交替に関わりなく必ず複数の字母が併用される仮名（併用層の仮名）の使用状況をテキスト別に示せば、次のようになる。この七文字（二八字母）は、複数の仮名字母を併用する当時の書記習慣を反映したものと推測される。

表八 複数の字母が併用される文字数の比較

須 す 春	ヶ 気	希	遣	計	介	
16	19	1	5		10	天理本
5		7	18	2	3	画卷本
5		7	18	2	3	濁子本
2 24	2	1	1	5	4 21	泊船本
10 17				13	20	孤屋本

※「全比」は、総仮名字数に占める該当する仮名字母の比率。

全比	合計	ム舞無む武	ほ保本	ふ不婦布	は波盤は者	に丹尔仁に耳	ス寸
(21%)	362	5 16 13	5 14	1 18 22	25 13 29	1 66 21 5 43	1 13
(22%)	289	4 5 11	10 3	5 20	10 14 20	1 3 79 31 19	1 19
(22%)	291	4 5 13	10 3	5 20	9 17 19	1 22 67 29 12	1 19
(21%)	312	1 3 10 9	2 9	7 17	14 1 6 30	3 72 16 47	2 3
(22%)	305	4 14	6 6	4 20	25 1 5 21	2 73 62 2	

この領域でも、「画卷本」「濁子清書画卷」の用字法は概略近似するが、「に」に限って「尔」「耳」「丹」の数値に変化が見られる。これは清書者の手で「尔」「耳」の各文字が「丹」に書き換えられたためである。また「汎用層」では近似していた「孤屋本」「泊船本」の用字にも、幾分の乖離が見られる。次の通り、「に」「は」「む」の各仮名に用字数の差異が現れるからである。

表九 併用層の仮名字の比較

無	む武	ほ保本	に耳仁	仮名	
				泊船本	孤屋本
10	9	2	16	47	
4	14	6	62	2	

またこれを画卷系(二本)と書物系(二本)とに区分して両者を比較しても、両者に幾分乖離した用字傾向が認められる。その乖離が目立つのは、次に掲げる、け(遣・介)、す(寸・春)、に(仁・耳)、ほ(保・本)の各仮名だが、け(介・計)、す(春・須)に限っては「泊船本」「孤屋本」の分布が近似し、逆に、に(尔・仁・耳)、ほ(本・保)では、「孤屋本」の用字法は両者の中間にある。け―

計、す―須、に―仁、等、偏と旁とを備えた書きやすい文字を重宝する「孤屋本」の用字法が、この変化の原因と推測される。

表十 併用層の仮名文字の比較

仮名	画巻本	濁子本	泊船本	孤屋本
け 計	3 2 8 17	3 2 8 17	21 4 5 1	20 13
遺 希	7 7	7 7	1 1	
す 春	5 5	5 5	24 2 3	17 10
寸 須	19 19	19 19		
に 耳	19 31 79	12 29 67	47 16 72	2 2 62 73
尔 仁				
は 保	3 10	3 10	9 2	6 6
本				

ちなみにこれら、併用された各仮名が七種にも関わらず二十八字母、三百字前後をしめる理由は、「は」「に」「む」「ず」が頻繁に用いられる助詞・助動詞であり、表記にバライティーを持たせるために、時に仮名字母を交換して利用する必要があるせいである。

これらの各事実のせいで、私は同一時期の同一作品の用字法は近似しているはずだという画一的な常識を持っていない。ほとんど変

動しない仮名（汎用字母）と絶えず変動する仮名（併用字母）とを区分し、変動する「併用層」「中間層」の仮名について、それぞれ変動する原因を個別に探索する事で「天理本」から「画巻本」に至る芭蕉の表記意識の変化を解読したのである。しかもその結果現れたものは、啓蒙的な表記意図を「画巻本」以上に徹底した「泊船本」の存在だった。「泊船本」は、語句・表記のいずれの点でも「画巻本」以上に細心の注意で執筆されたテキストだった。当然、この「泊船本」の成立は、「画巻本」以後と仮定してみる必要があったが、その仮定も、論旨の煩雑を恐れて、前稿では見送ることにした。

ところが今、分かりやすさを心掛け、「泊船本」に次いで執筆された筈の「画巻本」には、表八に見た通り「泊船本」独自の用字特性は見当たらない。また、同じ時期に書かれた芭蕉自筆の短冊・懐紙類や、やや時を経て執筆された『鹿島詣』『吏科紀行』の諸本にも、それらしい用字特性は見当たらない。加えて、元禄三・四年に執筆された『おくのほそ道』の諸本（曾良本・素龍本・柿術本）や、同じ時期に執筆された短冊・懐紙類にも、それらしい用字特性は見当たらない。

では、この「泊船本」の用字特性は何を意味するのか。念のために、『おくのほそ道』以後に成立し、成立時期が確定し、しかも芭蕉の直筆サンプルを得やすい『幻住庵記』諸本に的を絞ると、次のような結果を得ることが出来る。

表十一 成稿系「幻住庵記」の用字特性

	け	す	の	ほ	み	
幻住庵記6	遣5 気4	介2 寸17	乃60 能18	本5 保1	美11 ミ6	
幻住庵記7	介3 遣2	気1 計1	能42 乃35	本6 保2	美9 ミ7	
猿幻住庵記	介3 計2	気1 希1	春1 乃58 能13	本2 保2	ミ7 美3	

※「幻住庵記6」は『芭蕉全図譜』所収『幻住庵記』246の略称。

※「幻住庵記7」は『芭蕉全図譜』所収『幻住庵記』247の略称。

※「猿幻住庵記」は『猿蓑』所収『幻住庵記』の略称。

すなわち、右の成稿系「幻住庵記」では、最終稿とされる猿蓑版「幻住庵記」の中に「すー春1」「みーミ7」など、「泊船本」にやや近い仮名字母を認めることができる。しかし、ここにはまた、「け」に「遣」（芭蕉の書き癖）が欠け、「す」に「春」が少量であるなど、「泊船本」と乖離した用字傾向も認められる。

そこで、さらに進んで次の再稿系「幻住庵記」に至ると、ようやくやや近似した表記傾向のテキストを認めることができる。

表十二 再稿系「幻住庵記」の用字特性

	け	す	の	ほ	み	
幻住庵記4	介5 遣2	計1 寸24	乃73 能1	本7	美10 ミ2	
幻住庵記5	遣3 介2	計2 気1	乃67 能1	本6 保1	美9 ミ2	
文幻住庵記	遣3 介2	計1 寸3	春19 乃67 能6	本4 保3	ミ9 美2	

※「幻住庵記4」は『芭蕉全図譜』所収『幻住庵記』244の略称。

※「幻住庵記5」は『芭蕉全図譜』所収『幻住庵記』245の略称。

※「文幻住庵記」は『和漢文撰』所収『幻住庵記』の略称。

中でも特に最終稿の『和漢文撰』版「幻住庵記」の近似性は著しい。強いて「泊船本」との相違を捜せば、「け」「ほ」を表記にする主要字母が「遣3・介2」「本4・保3」と分布する程度である。しかもその差異は、それぞれ、わずかに一例で、明瞭な差異とは言いがたい。また仮に「け・ほ」の主要字母が「遣・本」だと仮定しても、この「遣・本」の用字は貞享期の芭蕉に顕著な特性であるため、これを芭蕉的な用字特性と認めることに支障はない。しかし、それにしても、なぜ「泊船本」の用字特性が『和漢文撰』版「幻住庵記」に近似するのか。

そこで、さらに『幻住庵記』以後に執筆された『笈の小文』の諸

本を検索すると、やはりいっそう近似した用字法を検出することが出来る。

表十三 『笈の小文』諸本の用字特性

	乙州本	大磯本	雲英本
け	介13 遺13	気12 介9	介19 計5
す	寸44 春6	計1 須11	遺2 気1
の	乃172 能47	春35 寸7	春27 寸10
ほ	濃5 農3	乃240 能17	乃210 能53
み	保6 本5 美9	保8 本5 美1	保12 農3 本3 見1
見5	ミ13	ミ32 美1	ミ14 美4

※「気12・希5」は大磯本清書者の用字習性を反映したものと疑われる。

先に見た泊船本『野ざらし紀行』の用字特性が、この三書に近似していることは明らかだろう。これら三書の間では、「すー寸・春」（乙州本）、「けー気・介・希」（大磯本）に若干、主要字母の交替が見られるに過ぎず、「雲英本」に至っては、次の表十四のように、け（介）、す（春）、の（乃）、ほ（保）、み（ミ）等、主要字母が総て一致するのである。

表十四 乙州本『笈の小文』・泊船本『野ざらし紀行』の用字比較

	雲英本笈の小文	泊船本野ざらし紀行
け	介19 計5 遺2	介21 遺5 計4
す	春27 須24 寸10	春24 寸3 須2
の	乃210 能53 農3	乃113 農11 能9
ほ	保12 本3 美4	保10 本2 美1
み	ミ14 美4 見1	ミ11 美1

これは何気ない一致に見えて、その実、偶然とは言いがたい確度を持つ。というのは、仮に第三者がアトランダムにこれら五種十三字を用いたとして、け（介）、す（春）、の（乃）、ほ（保）、み（ミ）の各文字が揃って使用頻度第一位となる可能性は $1/1000$ の一以下になるからである。

だが、「乙州本」「大磯本」「雲英本」等『笈の小文』諸本の成立時期は、『幻住庵記』以後と想定されるものの、時期を詳細に特定する根拠に乏しい。そこで、さらに検出作業を続けると芭蕉晩年の「伝芭蕉筆「洪笠銘」」同じく『和漢文操』所収「洪笠ノ銘」（用字が伝芭蕉筆「洪笠銘」と一致するため、字母表の掲載は省略した）、同じく曾良本「笠はり」にこれに近似した用字特性を検出することができる。

表十五 「波笠銘」「笠はり」の用字特性

	け	す	の	ほ	み
曾良本笠はり	介 2 遣 1	春 2	乃 11 能 2	本 2 農 1	ミ 1
伝芭蕉波笠銘	介 2 遣 2	計 1 春 6	乃 16	本 2	ミ 6
泊船本	介 21 遣 5	計 4 春 24 須 2 寸 3	乃 113 農 11	保 10 本 2 能 9	ミ 11 美 1

※「泊船本」は泊船本「野ざらし紀行」の略。

ここに言う「波笠銘」は小品のため、サンプルとしてのバライティに欠けるという欠点があるが、その点を差し引けば、主要字母に大きな差異は見当たらない。ほ(本)を除けば、各仮名を表記する主要字母に大きな相違がないからである。しかもこれら「波笠銘」の諸本の中で「泊船本」にもっとも近似する伝芭蕉筆「波笠銘」(写しか)及びその写しと見られる『和漢文操』所収「波笠ノ銘」は、支考の言葉を信ずるとすれば、元禄七年秋「伊賀の西麓庵にいまして、文稿十二篇の再校ありしが、此銘もその一篇也」(『和漢文操』「波笠銘」評)とされる作品である。^(元10)

五 泊船本『野ざらし紀行』の執筆時期

ところで、先に分析した再稿系「幻住庵記」三本の内一本(幻住245)には「元禄三初秋日」の年記がある。また成稿系「幻住庵記」の三本にも、巻末に「元禄三秋」「元禄三中秋日」等の記載がある。このため「幻住庵記」は、再稿・成稿を問わず元禄三年七月または八月に執筆されたものと判断される。加えて再稿系「幻住庵記」(幻住244)に付属する各務支考の識語には、「幻住庵記」の一本は京都の向井去来に、又一本は当該の「幻住庵記」、第三は『猿蓑集』の「幻住庵記」であり、各テキストの語句の食い違いには相応の理由がある旨の記事がある。そして事実、「幻住庵記」の一本は、元禄三年七月、向井去来に書き送られ、去来の意見を入れて修正された後、『猿蓑』に掲載された。また、この時期(元禄四年九月末)、湖南から江戸に向かう芭蕉から乙州の母に、別の「幻住庵記」が贈呈されたという指摘もある。^(元11)したがって、これらの成立年次から見ると、乙州家所持本とされる「幻住庵記247」^(元12)の用字法と乙州本『笈の小文』の用字法とは近似するかと思えるが、実際に照合すると両者の関係は近似するとも言にくい。これを先に見た「泊船本」の特徴部と比較すると、次の表のように、五種の仮名のうち「春」「保」「ミ」の三つの主要字母が交替しているからである。

表十六 乙州系「幻住庵記」「笈の小文」の用字比較

	幻住庵記7		乙笈の小文		泊船本	
け	介3	遣2	介13	遣13	介21	遣5
○す	氣1	計1	計4	計4	計4	
の	寸15	須2	寸44	春6	春24	寸3
○は	能42	乃35	須5	能47	須2	能9
○み	本6	保2	濃5	農3	乃113	農11
	美9	ミ7	見5	美9	ミ11	美1

※「幻住庵記」は『芭蕉全図譜』所収『幻住庵記』247の略称。
 ※「乙笈の小文」は、乙州本『笈の小文』の略。
 ※「泊船本」は泊船本『野ざらし紀行』の略。

しかし、逆に、乙州本『笈の小文』と泊船本『野ざらし紀行』との用字の一致はめざましく、「春・寸」を除けば主要字母の交替は見られない。またその「寸」も、表八の通り、貞享期の芭蕉の用字法に現れるものである。さらにその「す・は・み」の用字数の推移をテキスト毎に観察すると、各文字が「泊船本」の仮名字母「春」「保」「ミ」の分布に向かって集約されていく様子が窺われる。これは、成稿系「幻住庵記247」と乙州本『笈の小文』とが幾分時を隔

てて執筆され、また、乙州本『笈の小文』と泊船本『野ざらし紀行』とが少々近接して執筆されたことを示唆するものと推測される。

ところですでに周知のように、「泊船本」の編者、伊藤風国と松尾芭蕉との接見時期は、元禄八年刊『こがらし』（壺中、芦角編）の中で、次のように語られている。

おなじ夏（*元禄七年）は、しばらく京におはしけるよしも、
 むなしう、あとに聞（き）しくやしき千々にして、風国がまみ
 えしと申せしもうらやまれける。

すなわち、元禄七年五月、江戸から上洛した松尾芭蕉は、伊賀上野・大津を吟遊した後、閏五月二十二日、嵯峨野の落柿舎に到着し、以後七月十日まで京都付近に滞在する。この記事に言う「しばらく京におはしけるよし」は、この期間のことを意味し、また「風国がまみえしと申せしも」は、この時、風国が運良く芭蕉に接見し、同輩をうらやましがらせたことをいう。この風国の句の初出が元禄七年正月の「陽川葺旦帖」であり（『俳文学大辞典』「風国」）、芭蕉との接見後は、同年十月、大阪で病臥した芭蕉を迎えるべく北野に養生所を用意するなど、懇切な振舞いで知られている。このため、この風国が芭蕉から「泊船本」を書き与えられる時期も、元禄七年閏五月二十二日の嵯峨野滞在以後、芭蕉が没する同年十月までと限定される。

ちなみに『野ざらし紀行』「石部」の条に「泊船本」固有の二句

が記載されていることは周知の事実だが、その二句の内の一句「菜島に」に限っては、初出が元禄七年刊『其便』（泥足編）であり、収録の経過は、同書巻頭の芭蕉句前書に次のように書かれている。

其便に申送りける

月は幻住庵にて

三井寺の門たゝかばやけふの月 芭蕉

この前書にいう「其便」は、句集の編集を思い立った長崎通いの商人「泥足」の依頼を受けて、京都滞在中の芭蕉が「三井寺」の一句を『其便』に送付したことを示唆する。同書に収められた、他の芭蕉句

嵯峨に籠りて

清瀧や浪に塵なき夏の月

芭蕉

深河大橋半かゝりける比

初雪やかかけかゝりたる橋の上

芭蕉

の前書からも、京・江戸の新鮮な風物詩を伝えることで泥足の懇請に応えんとする芭蕉の配慮が窺えるだろう。

しかし、肝心の「菜島に」の句の収録箇所は、元禄七年秋、この泥足が江戸から長崎への帰途、大阪で芭蕉等と一座した句会の記録の末尾にあり、その記録の前書には、次の記事が添付されている。

此集を鏤ちりばんとする比、芭蕉の翁は難波なまに抖と数すう（藪）し玉へると

聞て、直にかのあたりを訪ふに、晴々亭の半歌仙はんかせんを賈たり、畦止亭の七種の恋を吟じて、予が集の始終を調るものならし。

（其便、ふり仮名筆者）

すなわち、元禄七年秋、句集編集に目途を付けた泥足は、自著にさらに芭蕉の句を収めるべく、江戸からの帰途、大阪で芭蕉の句会に参加し、その句会の記録を『其便』の末尾に収録したものとみえる。しかもその『其便』の下巻、巻末部に一括して収められたこれらの連句並びに芭蕉句五句は、「芹焼や」の一句が季語から見て前年冬の作かと推測される外は、いずれも元禄七年の作である。その中であって「菜島に」の句だけが貞享二年春の作とされるのは、それが泊船本『野ざらし紀行』に収録されており、その泊船本『野ざらし紀行』が貞享三年六月以前の作と推定されるためである。

しかし、その根拠を取り除いてみれば、「三年昔の風雅只今出し候半は跡矢を射ごとくなる無念而已に候」（元禄三年十二月、句空宛芭蕉書簡）と公言する芭蕉が泥足に十年前の自句の掲載を勧めるとは考えにくい。またこの「菜島に」の初出が元禄七年であること、これが元禄七年九月二十八日の句会の記録の末尾に配置され、その翌日から芭蕉が病臥しそのまま他界すること、この句の前後に配置された芭蕉の句がみな元禄六年冬から元禄七年秋の句であることなど、いずれを取っても、「菜島に」を貞享二年春の句とする根拠に乏（乏）しい。

逆に、その元禄七年七月下旬、伊賀上野の西麓庵滞在中に執筆された伝芭蕉筆「波笠銘」とその写し『和漢文操』所収「波笠ノ銘」、同じく『和漢文操』所収「幻住庵記」、『笈の小文』諸本、そして泊船本『野ざらし紀行』の用字特性が著しく近似する。加えてその元禄七年七・八月、松尾芭蕉が伊賀上野の西麓庵で「文稿十二篇の再校」にいそしんだという各務支考の証言もある。この上に、「菜畠に」の句の初出が元禄七年であること、これが元禄七年九月二十八日の句会の記録の末尾に配置されていること等の状況証拠が加わるのである。

またこの証言に関連して、さらに想起すべきは恐らく最晩年の芭蕉が自作の定版を制作せんと、句文集『笈の小文』の編集にとりかかっていたという向井去来等の発言（去来抄）であろう。芭蕉との談話の席で話された筈のその話題が、元禄四年九月末、江戸に帰った芭蕉から書面の形で去来に話されるとは考えにくい。また「定て、草稿半にて遷化まし〜けり」（去来抄）という去来の言葉からして、それは最晩年の出来事と推測される。そこで、芭蕉がふたたび上京する元禄七年五月以後に限って、両者の面談の時期を探れば、それは元禄七年六月・七月の、芭蕉の京都・大津滞在中と考えるのが自然である。その時期なら、芭蕉が去来に「おくのはそ道」の書を許すなど、日頃懇意の弟子達に作品を分与してこれまでの愛顧に感謝する時期に当たる。芭蕉に近侍し、来客との応対に勤める去

来にも、自然に芭蕉没後の句文の散逸を憂うる気持ちりが働くだろう。まして、去来の目の前で作成される俳文が、客の教養に応じて適宜、字句を選び、結構を修正して作成される実情を見れば、二人の話題は自然、「定版」の作成に向かうだろう。しかも、近畿巡礼が困難な当時の芭蕉の体力を勘案すれば、その「定版」の作成には、『幻住庵記』における去来自身のような様式感覚に恵まれた良識派の支援が欠かせない。

さらに、その時期なら、日頃懇意の乙州親子に『笈の小文』が贈与されることもおかしくはない。芭蕉と智月（乙州の母）との親密な音信は、元禄三年（あるいは四年）正月付け、智月宛芭蕉書簡以後、芭蕉の近畿滞在中、頻繁に繰り返される出来事である。その書簡の中には、「水なは方〜へわけて送り、さけはでししゆにふるまひ候」「われらちのいたみもやはらぎ候」「くすりもたせくだされ、忝ぞんじ候。」「かみこ参候よし」と、病後のねぎらい、医薬の手配、酒食の贈答など、智月の心遣いに対する返礼の言葉が丁寧に連ねられている。また、路通編『芭蕉翁行状記』所収の、乙州の手になる芭蕉追悼文によれば、元禄四年九月末、大津から江戸に旅立つ芭蕉は、死後の形見として智月に「幻住庵記」の一冊を贈与したという。加えて、その乙州本『笈の小文』の贈与と前後して、芭蕉が自家の保蔵用に、「雲英本」「大磯本」の原本にあたる『笈の小文』一本を作成するのも自然な処置と言えよう。自家用に使う保蔵版の用意

なしに、芭蕉が『笈の小文』を贈与することは考えにくいからである。確証というにはほど遠いが、元禄七年八月十四日、月見のためにわざわざ大津から下男を使って伊賀上野に届けられた智月の進物、南蛮酒一樽、麩二十、菓子一棹は、元禄二年九月五日の戸田如水（大垣藩家老格）の引き出物にも匹敵し、いつになく華麗である。

六 結 論

以上、取りまとめて言えば、泊船本『野ざらし紀行』の用字法の特徴は、急増する六種十五字の仮名に集約されるが、その十五字のうち、芭蕉自身の用字と見られる五種十三字の仮名の用字法は、元禄七年前後の芭蕉の用字法に近似する。

具体的に近似する仮名は、け（介・遣・計）、す（春・寸・須）、の（乃・農・能）、ほ（保・本）、み（ミ・美）の五種十三字で、これらの仮名字母（特に、介・春・乃・保・ミ）が揃って用いられるテキストは、『おくのほそ道』以前には見当たらない。これらの主要字母が揃って用いられるテキストは、元禄七年七月下旬、伊賀上野滞在中に執筆された伝芭蕉筆「渋箆銘」と『和漢文操』所収「渋箆ノ銘」、同じく『和漢文操』所収「幻住庵記」、『笈の小文』諸本（乙州本・雲英本・大磯本）など、芭蕉最晩年のテキストに限られる。加えて、その元禄七年七・八月、伊賀上野に滞在中の松尾芭蕉が「文稿十二篇の再校」にいそしんだという同行者各務支考の証言

がある。このため、それら主要字母を共有する泊船本『野ざらし紀行』もまた、その時期に執筆された一本だったと判断される。この判断は「泊船本」独自の一句、「菜島に」の初出時期（元禄七年秋）や「泊船本」の編者、伊藤風国の入門並びに芭蕉との面談の時期（元禄七年夏）とも一致する。また、これらの事実が示唆することは、元禄七年七・八月、伊賀上野の西麓庵滞在前後に芭蕉の手で再校された作品群が存在したらしいことである。

注

- (1) 総仮名数に占める集中字母（一仮名を書くために用いられる複数の文字の内、使用頻度が八五%以上を占めるもの）の比率を、集約率という。詳しくは「泊船本『野ざらし紀行』の表記特性」（『国文学攷』141号（広島大学国語国文学会編）所収）参照。
- (2) 拙稿「文字の修辭学——『野ざらし紀行画卷』推敲の一側面——」（『三重大学日本語学文学』4号）参照。
- (3) 伊藤厚貴『鶴堂本『野ざらし紀行』の表記特性』（平成六年十月、俳文学会大会発表）参照。
- (4) 『野ざらし紀行』天理本・泊船本・孤屋本・画卷本・濁子清書画卷を校合し、独自の表現・表記を抽出した表を基に、画卷本・泊船本の該当項目の用例数のみを示したものを。詳しくは「泊船本『野ざらし紀行』の表記特性」（『国文学攷』141号（広島大学国語国文学会編）所収）参照。
- (5) 「孤屋本『野ざらし紀行』の表記特性」（『俳文芸』42号）参照。
- (6) この「孤屋本」の年記を奥書とは別に、林篁がこの『野ざらし紀行』を筆写し終えた時に心覚えに記入したものと見る意見もある。小林孔

「孤屋本『野ざらし紀行』の奥書」（『城南国文』第十六号、平成八年二月）

(7) 『改版野ざらし紀行 鹿島詣』（弥吉菅一他著、明玄書房刊）の諸本解説による。

(8) 三重県津市在住、某氏蔵。茶掛け一軸。内容・文字使いともに、『和漢文操』所収「波笠ノ銘」に酷似する。このため、同茶掛けから、「波笠ノ銘」が筆写されたものと推測される。（ただし、同茶掛け自体も、真蹟の写しか。）

(9) 曾良本の『雪まろげ』には数種あり、周徳刊『ゆきまろげ』（現、河西本）が善本とされるので、それを用いた。詳しくは、以下の論文を参照。

・「雪九げ」私見 久富哲雄（『俳文芸』創刊号）

・周徳自筆本「ゆきまろげ」——翻刻 久富哲雄（『俳文芸』創刊号、昭和四八年、四）

・小平本「雪団打」書誌 赤羽学（『俳文芸』創刊号）

・芭蕉の俳文「笠はり」の成立過程 赤羽学（『俳文芸』二号、昭和四八年、十二）

・「雪まるげ」（岡山大学国文学資料叢書十）赤羽学編 昭和五十一年、四 福武書店刊

(10) 富山奏「笠の記」解説（『芭蕉文集』51頁（新潮日本古典集成）は貞享前期の成立と考えている。『芭蕉俳文句文集』「笠はり二」解説（赤羽学他編、清水弘文堂刊、259頁）では貞享五年の成立と推定している。

またいずれも支考の『和漢文操』「波笠ノ銘」を除外している。

(11) 『幻住庵記』解説（『芭蕉全図譜』「解説編」岩波書店刊、140頁）

(12) 『幻住庵記』解説（『芭蕉全図譜』「解説編」岩波書店刊、140頁）

(13) この事実注目した弥吉菅一氏は、かつてこの句を編集者風国の杜撰

のせいで混入した句と解していたが、「孤屋本」が紹介され、「孤屋本」にこの句が記載されていることからこの説を撤回し、当初から『紀行』に記載されていた句と解している。『芭蕉「野ざらし紀行」の研究』（弥吉菅一著、桜楓社刊）824頁参照。

(14) 芭蕉が何故、定稿系の乙州本『笈の小文』を下敷きにせず、再稿系の雲英本・大磯本系のテキストを保蔵用にしたかは、解きあかす必要がある。また、『幻住庵記』についても、何故、定稿系の本文を下敷きにせず、再稿系の本文を下敷きにしたのか、解きあかす必要がある。が、それは次の機会を待ちたい。

——はま・もりたろう、三重大学教授——